

(平成22年10月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和64年1月1日から平成2年10月1日まで、7年1月1日から同年10月1日まで、10年1月1日から18年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額の記録を、元年1月から2年9月までは32万円、7年1月から同年9月までは47万円、10年1月から同年12月までは50万円、11年1月から同年12月までは53万円、12年1月から同年12月までは50万円、13年1月から16年5月までは44万円、同年6月から18年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成15年7月15日、同年12月12日、16年8月13日、同年12月15日、17年9月30日、18年1月31日及び同年9月8日については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額の記録を、15年7月15日は33万円に、同年12月12日は50万円に、16年8月13日は75万円に、同年12月15日は107万2,000円に、17年9月30日は114万円に、18年1月31日は118万8,000円に、同年9月8日は125万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和64年1月1日から4年7月1日まで  
② 平成7年1月1日から8年10月1日まで  
③ 平成9年1月1日から12年1月1日まで  
④ 平成12年1月1日から16年1月1日まで

- ⑤ 平成 16 年 1 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
- ⑥ 平成 15 年 7 月 15 日
- ⑦ 平成 15 年 12 月 12 日
- ⑧ 平成 16 年 8 月 13 日
- ⑨ 平成 16 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 17 年 9 月 30 日
- ⑪ 平成 18 年 1 月 31 日
- ⑫ 平成 18 年 9 月 8 日

私の年金記録について、A社に勤務していた昭和 64 年 1 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額が給与と比較して低く、また 15 年から 18 年までの標準賞与額も賞与と比較して低い上、賞与の記録が無い月もあるので、申立期間①、②、③、④及び⑤の標準報酬月額並びに申立期間⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準賞与額の記録を回復してほしい。

### 第 3 委員会判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間①、②、③、④及び⑤のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで、7 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで、10 年 1 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給料台帳、市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書及び給与所得の源泉徴収票に基づく標準報酬月額は、事業主により社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額よりも高い額となっていることが確認できることから、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額の記録を、元年 1 月から 2 年 9 月までは 32 万円、7 年 1 月から同年 9 月までは 47 万円、10 年 1 月から同年 12 月までは 50 万円、11 年 1 月から同年 12 月までは 53 万円、12 年 1 月から同年 12 月までは 50 万円、13 年 1 月から 16 年 5 月までは 44 万円、同年 6 月から 18 年 8 月までは 50 万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、申立人から提出された賞与に係る出金伝票に基づく標準賞与額は、事業主により社会保険事務所に届け出られている標準賞与額よりも高い額となっている（た

だし、申立期間⑥、⑦及び⑨については標準賞与額が事業主により社会保険事務所に届け出られていない。) ことが確認できることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額の記録を、平成15年7月15日は33万円に、同年12月12日は50万円に、16年8月13日は75万円に、同年12月15日は107万2,000円に、17年9月30日は114万円に、18年1月31日は118万円8,000円に、同年9月8日は125万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険庁(当時)の記録の標準報酬月額及び標準賞与額が長期にわたり報酬の実態と相違していることから、事業主は、給料台帳等で確認できる報酬月額、賞与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額、標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年10月1日から4年7月1日まで、7年10月1日から8年10月1日まで、9年1月1日から10年1月1日までの各期間については、申立人から提出された給料台帳等に基づく標準報酬月額は、当該事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正を行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和58年8月1日から59年8月31日まで、A事業所にC（職種）として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間に勤務していたことは当該事業所の人事記録からも明白なので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事記録により、申立人が昭和58年8月1日にA事業所にC（職種）として採用されたことが確認できる。

また、B事業所は、「C（職種）は採用時から厚生年金保険に加入させる取扱いをしている。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立期間と同様にA事業所においてC（職種）として採用され、申立人を覚えている複数の元同僚は、採用時から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和58年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に、資格喪失日に係る記録を42年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年3月27日まで

私は、申立期間においてはA社に勤務しており、この期間が厚生年金保険の被保険者期間から抜けているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社に勤務していた当時の複数枚の写真及び申立期間に当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、昭和40年4月に当該事業所に入社し、申立人を記憶している元同僚は、「申立人は私と同じ仕事内容で、私が入社したときは既に在職していた。当時、パート社員はおらず、従業員は全員正社員だったので、申立人も給与から社会保険料を控除されていたはずである。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時に当該事業所で同じ業務に従事していたすべての元同僚は、オンライン記録において厚生年金保険被保険者としての資格記録が確認できる上、申立期間当時に被保険者資格を有し、調査協力が得られた9人全員が、「当該事業所における勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。」とそれぞれ回答している。

加えて、申立人及び元同僚が供述する当時の当該事業所の従業員数は、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致することから判断すると、当時、当該事業所において、従業員は厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人と同世代の元同僚の標準報酬月額の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届（被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から42年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年3月は200円、同年4月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から23年11月1日まで

私は、昭和4年7月1日にD社（その後合併によりA社）に入社し、38年3月31日まで継続して勤務していた。その期間のうち、A社E営業所に勤務中の21年3月1日から23年11月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、B社が発行した申立人に係る在籍証明書及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社F営業所から同社E営業所に異動。当時同社E営業所は同社C支店が管轄。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当時の厚生年金保険被保険者のほとんどが1日付けで資格を取得していることが確認でき、採用、異動等の人事は1日付けで行われていたものと考えられ、かつ、オンライン記録において申立人の同社F営業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和21年3月1日になっていることから、同社C支店における資格取得日を同日とすることが妥当

である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における健康保険労働者年金保険被保険者名簿の昭和23年11月の記録及び同社C支店での同時期入社、同年代の元同僚の標準報酬月額から21年3月は200円、同年4月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成2年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和61年3月1日から平成2年9月30日まで、C区D所在のA社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたが、退職時の資格喪失日が同年10月1日となるべきところ、同年9月30日となっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和61年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成2年9月30日に喪失していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険受給資格者証には、申立人が当該事業所において、昭和61年3月1日に雇用保険の資格を取得し、平成2年9月30日に離職している旨記載されていることから、申立人が同日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が申立人に交付した平成2年9月の（給与）支給明細書には、「厚生年金保険料 20,700 円」が控除されていることが記載されており、当該事業所は、申立人の申立期間についての照会に対し、申立人の資格喪失年月日が平成2年9月30日と記載された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び申立人に係る平成2年9月分の厚生年金保険料2万700円が控除された旨記載されている「E（資料）」を

添え、申立人の資格喪失日について、「誤った届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って平成2年9月30日と届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和21年4月1日、資格喪失日は23年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年4月から同年11月までは150円、同年12月から22年5月までは210円、同年6月から同年10月までは200円、同年11月及び同年12月は400円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月1日から23年1月1日まで

私の夫は、昭和17年ごろにA社B工場に入社し、23年1月に同社本社に転勤するまで継続して同社B工場に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることは納得できない。当時の同僚が21年から22年ごろの写真を持っており、夫も写っていることから勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間について、「私の夫は昭和17年ごろから23年1月に本社に転勤するまで、A社B工場に継続して勤務していた。」と主張するところ、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日も同じ記録があり、当該被保険者は昭和21年4月1日に被保険者資格を取得し、23年1月1日に資格を喪失していることが確認できる上、当該記録は基礎年金番号に統合されていない年金記録となっている。

また、申立人の複数の元同僚の証言から、A社B工場は、昭和20年\*月の空襲により全焼したため、その後、C(地名)にあった他社の工場を

買収し同社D工場として操業を再開したが、22年\*月の台風により同工場が水没したため、当時再建していた同社B工場に従業員が移ったことが推認できるところ、同社D工場に入社したと述べている複数の元同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることが確認できることから、同社D工場に入社した従業員も同社B工場で厚生年金保険に加入していたものと判断できる。

さらに、申立人の元同僚の証言及び当該期間当時のA社D工場での写真から判断すると、上記未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場（D工場）において、昭和21年4月1日に被保険者資格を取得し、23年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、昭和21年4月から同年11月までは150円、同年12月から22年5月までは210円、同年6月から同年10月までは200円、同年11月及び同年12月は400円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和20年9月1日から21年4月1日までの期間については、申立人の妻は、「夫は、申立期間当時は空襲で家を焼け出されたためB工場の寮に入っており、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の元同僚の証言から、申立人がA社D工場に昭和21年1月ごろから勤務していたことは推認できるものの、上記被保険者名簿から、同年4月1日に同社B工場で厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が申立人を含め60人確認できる上、複数の元同僚は、同社D工場に入社した時期は同年1月あるいは同年2月と供述していることから、事業主は、ある一定期間に入社した者の資格取得日を同年4月1日付けで届け出たものと考えられる。

また、A社B工場で、申立人の当該期間において継続して厚生年金保険被保険者期間を有する複数の元同僚に照会したが、申立人が当該期間において継続して勤務していたことの証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和20年9月1日から21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月20日に同社C営業所に配属された。申立期間も、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該事業所は当時の資料が存在しないため不明としているものの、申立人は、「昭和40年4月1日から同年7月20日まで新人研修が行われ、終了後にC営業所に配属された。」と述べていることから、40年7月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和46年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年7月及び同年8月は4万2,000円、同年9月は4万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年10月1日まで

私は、A社（現在は、B社）C支店に、昭和44年3月から46年9月末まで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して厚生年金保険の被保険者期間を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳及びD厚生年金基金加入員台帳の記録から判断すると、申立人は、昭和44年3月20日にA社に入社し、46年9月30日に退職していることが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和46年7月1日となっているが、企業年金連合会から提出されたD厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の当該厚生年金基金の資格喪失日は同年10月1日となっていることが確認できる上、B社の企業年金担当者は、「申立期間当時の厚生年金基金の手続様式は、複写式であったと思う。」と回答していることから、A社では当該厚生年金基金に提出した届書と同一のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年10月1日



に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該厚生年金基金加入員台帳の記録から、昭和 46 年 7 月及び同年 8 月は 4 万 2,000 円、同年 9 月は 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 11 月まで  
② 昭和 38 年 12 月 5 日から 39 年 5 月まで  
③ 昭和 39 年 11 月 22 日から 40 年 8 月 15 日まで

私は、中学校卒業後すぐにA社に入社し、住み込みで働いた。B丸に乗船し出港前はC（作業）を担当していた。申立期間においてもB丸に乗船していたので、船員保険の加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が住み込みで勤務したこと、及び仕事内容を具体的に供述していること、並びに元同僚の証言により、申立人が中学校を卒業してからA社に勤務し、B丸に乗船していたことは推認できる。

しかし、A社は既に事業を閉鎖しており、事業主は死亡していることから申立人の船員保険の加入状況について確認することができない。

また、元同僚は、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人のB丸への乗船期間については記憶に無く、具体的な供述を得ることはできない。

さらに、A社に係る船員保険名簿において、昭和 39 年 6 月 10 日から同年 11 月 22 日までの期間の船員保険の加入記録は確認できるが、その前の期間である申立期間①に申立人の氏名は無く、申立人が所持する船員手帳（申立期間①中の 38 年 9 月 19 日発行）においても雇入れ、雇止めの記録を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③については、申立人から提出された船員手帳により、A社における雇入れは確認できるが、上記のとおり、当該事業所は既に事業を閉鎖しており、事業主も死亡している上、元同僚の証言からは申立人が申立期間②及び③においてB丸に乗船していたとの供述を得ることができず、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、B丸の船舶所有者であるA社の船員保険名簿において、申立期間②及び③に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2592

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 15 日から同年 6 月 25 日まで  
② 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日まで  
③ 昭和 39 年 3 月 28 日から同年 7 月 20 日まで  
④ 昭和 39 年 7 月 25 日から同年 8 月 20 日まで  
⑤ 昭和 39 年 8 月 22 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A区Bに所在したC事業所、D区Eに所在したF事業所、G市Hに所在したI事業所、G市Jに所在したK社及びL区Mに所在したN事業所でそれぞれ勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、A区にC事業所及びこれに類似する名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、「高等学校を卒業して初めて就職した。」と供述しているところ、申立人が卒業した高等学校に照会したが、「卒業時の就職先に係る記録は残っていない。」と回答していることから、就職した事業所名を確認できない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に対し、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録において、D区EにF事業所、O事業所（F事業所の類似名称）及びこれに類似する名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、当該事業所の規模について、「社員2名から3名であった。」と供述していることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件に該当しない可能性も考えられる。

さらに、申立人は事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、事業主及び元同僚に対し、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人から提出されたP社Q支店の在職期間証明書により、申立人が申立期間③において臨時職員としてI事業所R課に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録において、I事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和45年9月22日であり、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、S（機関）は、「当時の通達等関係文書は保存されていないが、臨時職員として、2か月以上の予定で雇用する場合は、採用時から厚生年金保険に加入する取扱いとなっていたが、届出は主たる事業主が行うことになっていて、当機関では各事業所の加入状況は把握していない。」と回答している。

さらに、退職者の人事記録等は最後に勤務した事業所に保管されることになるが、最後に勤務したN事業所では、当時の賃金台帳等の関係資料は無いと回答していることから、申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、申立人と同じくK社T工場に勤務していた元同僚の証言により、同社T工場の勤務者の厚生年金保険への加入手続は、同社U工場において行われていた実態が確認できる。

また、元同僚は、「正社員になるまでの半年ぐらい試用期間があり、自分にも試用期間があった。」と供述しているところ、申立期間④は1か月と短期間であることから、試用期間である可能性が高い上、U工場の被保険者原票において申立期間に申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に

対し、聞き取り調査を行うことができず、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、申立人から提出されたN事業所長発行の在職期間証明書により、申立期間⑤において臨時職員としてN事業所R課に勤務していたことは確認できる。

しかし、N事業所は、「当時の賃金台帳等の関係資料は無い。」と回答していることから、申立期間における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 19 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 8 月から 37 年 7 月 2 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 19 日又は 20 日から A 社（後の B 社）に勤務したが、同年 3 月から同年 7 月 1 日まで、厚生年金保険の加入記録が無い。また、その後、C 社に勤務した期間のうち、同年 8 月から 37 年 7 月 2 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。私は、D 県の四年制の高校を卒業した直後、実家を出たので、働く所と、寝る所と、食べる物が無ければ生きていけなかった。申立期間のいずれの期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち、昭和 35 年の冬に入社したと供述している元同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、オンライン記録によると、36 年 6 月 1 日となっていることから、入社時期と厚生年金保険の資格取得時期に相違があることが推認できる。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡しており、関係資料が無いことから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚は C 社の被保険

者名簿において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、ほかの元同僚は、「私は、昭和 37 年 4 月に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは、同年 7 月だったので、会社は、すぐに辞める可能性があるとして様子を見ていたかも知れない。」と供述している。

また、当該事業所は、申立期間当時の関係資料は無いと回答していることから、保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 2594

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 11 日から 44 年 5 月 1 日まで  
私は、A市に所在したB社でC（職種）をしていたが、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市に所在したB社を継承するD社E支店は、「B社時代の関係資料は破棄している。厚生年金保険の加入手続は本社であるB社で一括処理しており、当時は、入社から半年ぐらいは試用期間があり、その後正社員とするシステムで、試用期間中は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が氏名（姓のみ）を挙げた元同僚は、B社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない上、同名簿において申立人と同様にA市で勤務していた元同僚を特定することはできない。

さらに、B社の上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年3月まで  
② 平成5年5月から6年3月まで

私は、大学生の時にアルバイトとして、A社に勤務していた。平成5年3月から2か月間は厚生年金保険の加入記録があるが、その前後の申立期間において、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人から提出された契約書及びA社が電算管理する人事記録により、申立人が平成4年12月14日にA社にアルバイトとして入社していることは確認できる。

しかしA社は、「当社の記録では、申立人の入社は平成4年12月14日、社会保険の資格取得日は5年3月1日及び喪失日は同年5月11日となっている。申立期間において厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、当該事業所から提出された資料「入社時における簡単な社会保険の説明」に、厚生年金保険への加入については「11日から31日入社者は3か月目の1日を取得日とする。」と明記されているところ、申立人の厚生年金保険資格取得日が平成5年3月1日となっていることと符合する。

さらに、B健康保険組合は、申立人の加入時期は、平成5年3月1日であると回答しているところ、当該事業所から提出された「入社時における簡単な社会保険の説明」に、健康保険への加入については「11日から31日入社者は3か月目の1日を取得日とする。」と明記されていることと符合する。

加えて、C厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入者証の写し、厚生年金基金加入員資格取得届の写し及び加入員台帳により、申立人の基金での資格取得日は、平成5年3月1日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

その上、申立人は、元同僚を記憶していないことから、当該事業所のオンライン記録において生年月日から申立人と同じアルバイトと思われる元同僚5人を抽出して文書照会したが、協力を得られなかったことから、申立期間当時におけるアルバイトの厚生年金保険への加入状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、A社が電算管理する人事記録において、健康保険及び厚生年金保険の資格喪失日が平成5年5月11日であると記載されているところ、B健康保険組合からの回答及びC厚生年金基金の記録（厚生年金基金加入員資格喪失届の写し及び加入員台帳）とも一致し、オンライン記録と一致している。

また、A社は、「勤務日数が減り厚生年金保険の加入要件を満たさなくなっただのではないか。」と回答している上、申立人は、契約期間を平成4年12月14日から5年3月13日とする最初の契約書を提出しているが、その後3か月ごとに取り交わす更新の契約書は無いと供述していることから申立期間②において勤務していたことを確認できない。

さらに、抽出調査した元同僚5人からは、協力が得られなかったことから、申立期間②における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 21 日から 62 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 4 月 26 日から平成 4 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 5 月に A 社に入社してから平成 12 年 10 月に退職するまで、一度も会社を退職することなく、継続して勤務しており、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人は、雇用保険の記録により、申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は、「申立人を最初に臨時で雇っていた期間は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、複数の元同僚は、「自分も臨時で雇用され、数か月の厚生年金保険被保険者記録の欠落がある。」、「厚生年金保険の加入前から働いていた。」とそれぞれ供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる手続をしていたことがうかがえる。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「書類の保存期限が過ぎているので賃金台帳等はない。」と回答していることから、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、元事業主は、「申立人を長期で雇うことになり、厚生年金保険に加入させたが、申立人が厚生年金保険には加入したくないと希望したため、申立期間②は、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しているところ、当該事業所の元給与計算担当者は、「申立期間において申立人の給与から保険料を控除した覚えがない。」と供述している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「書類の保存期限が過ぎているので賃金台帳等はない。」と回答していることから、申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2597 (事案 429 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 21 日から 43 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 2 月 21 日に A グループの B 店に入店し、3 か月の見習い期間後の同年 5 月 21 日に正式に入社した。「社会保険完備」との求人に応募して入社し、同年 8 月若しくは同年 9 月に会社から渡された健康保険証を使用した記憶もあるので、前回、第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けたが、同年 5 月 21 日から 43 年 9 月 1 日までの年金記録の再調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の供述及び申立人が所持していた C 社の勤続 10 年記念の置き時計により、C 社での勤務は推認できるが、社会保険事務所 (当時) の記録では、C 社は昭和 42 年 10 月 2 日に、D 社は同年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる上、申立人が記憶していた元同僚 7 名の厚生年金保険被保険者記録も、申立人と同様に D 社において 43 年 9 月 1 日資格取得となっていることから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間において健康保険証を使用したと主張しているが、元同僚は、「D 社で厚生年金保険の資格を取得するまでは国民年金に加入していた。」と供述している上、申立人が受診したとする医療機関は「カルテ等の保存期間は 5 年間。」と回答しており、全国健康保険協会においても診療報酬明細書の保存期間は 5 年間であることから、申立人の健康保険証の使用状況については確認することができない。

また、オンライン記録により、D 社及び C 社の事業主、取締役である 2

名についてもそれぞれ適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している上、それ以前については、国民年金への加入若しくは厚生年金保険には未加入であることが確認できる。

さらに、元同僚2名は、「社員の厚生年金保険の加入については社歴の古い順に加入させていった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月ごろから 47 年 2 月ごろまで  
私は、申立期間において、A市のB（地名）にあったC社（現在は、D社）の経営するE事業所に勤務し、F（職種）に従事してきた。社会保険事務所（当時）から、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないとの回答を受けたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有している複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時、F（職種）の賃金は、ほとんどの方が出来高給の支払いで、出来高給の方は、会社の社会保険等に加入していなかったのではないかと推測される。」と供述している上、申立人及び元同僚が記憶しているF（職種）の氏名は、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 2599

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 29 日から 55 年 10 月 16 日まで

私は、申立期間において、A区B所在のC社において、D区所在の同社E支店の支店長として勤務し、事業主から手交された国民健康保険証を使用していたのに、申立期間に加入していたはずの厚生年金保険被保険者の加入記録が欠落していることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

C社の事業主は、「申立人は、申立期間において、D区F（地名）に在った当社の支店長として勤務していた。」と供述している上、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は、昭和 62 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 62 年 9 月 1 日であり、申立人の申立内容どおりの資格の取得及び喪失に関する届出及び厚生年金保険料の納付は行わなかった。」と回答しているところ、当該事業所の元同僚は、「C社は、申立期間当時、従業員の出入りが激しく、厚生年金保険への加入により会社と従業員の金銭的負担が増すため加入を控えていたが、62 年になって、このままでは良くないと判断し加入手続を行った。」と供述している。

さらに、オンライン記録には、当該事業所が適用事業所となった昭和 62 年 9 月 1 日に事業主を含む 26 人が厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

加えて、当該事業所が加入しているG国民健康保険組合は、「組合員の資格の取得及び喪失に係る保存データは過去5年分のみであり、それ以前の組合員の加入履歴に係る検索はできない。」と回答しており、申立人の申立期間における健康保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年ごろから 40 年 4 月ごろまで  
: ② 昭和 40 年 8 月ごろから 42 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社(現在は、B社)のC店D営業所でE(職種)をしていた。また、申立期間②はF社(現在は、G社)でH(職種)をしていた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人は、「A社のC店D営業所でE(職種)をしていた。」と主張している。

しかし、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録は無く、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

また、B社は、申立期間当時、当該事業所は、「支店長や所長と呼ばれる個人事業主とI(商品)等の委託販売契約のみを締結しており、厚生年金保険の加入の責任は、個人事業主である支店長や所長にあった。」と回答している。

さらに、当該事業所の人事担当者は、「申立期間当時のE(職種)の人には売上に応じた歩合制で給料が支払われており、E(職種)の人もそれぞれが個人事業主であった。」と証言している。

加えて、申立人が記憶しているJ(地名)に所在地があったI(商品)の販売事業所である「A社C店」及び「A社C店K事務所」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は

無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「F社でH（職種）をしていた。」と主張している。

しかし、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録は無く、元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

また、G社の人事担当者は、「申立期間当時は、全国に2,000から3,000人のH（職種）等があり、入社しても短期間で退職する人が多く、入社しても数か月から1年ぐらいは試用期間で社会保険には加入していなかった。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所では、入社後直ちにすべての従業員について厚生年金保険被保険者の資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、当該事業所は、「当時の賃金台帳や労働者名簿が無いため、申立人の勤務実態や保険料控除については不明であり、当社が保管する社会保険台帳にも申立人の氏名は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2601

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 51 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで A 社に在籍していたが、在籍期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元上司及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間の一部において、申立人の夫が勤務していた事業所が加入していた健康保険及び健康保険組合の被扶養者になっていることが確認できる。

さらに、申立人と同日で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚は、「資格取得日より前に当該事業所で勤務していたが昭和 61 年 4 月以前は夫の扶養になっており、同年 4 月から加入と言われた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2602

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月中旬まで

私は、昭和 61 年 4 月に A 社に入社し、同年 6 月中旬に退職するまで同社で厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の証言により、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚の一人は、「私は、A 社において経理事務を担当していた。当時、同社では 1 か月程度の試用期間があったと思う。」と供述している上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は昭和 61 年 6 月 1 日まで申立人の父が加入する健康保険の被扶養者となっていることが確認できる上、オンライン記録では、申立期間において当該事業所の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2603（事案 342 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月から同年 12 月まで  
② 昭和 36 年 3 月から同年 11 月まで

私は、短大卒業後、申立期間①はA社B営業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。また、申立期間②は第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けたが、C事業所にD（職種）として勤務し、保険料を控除されていたので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①については、A社B営業所に勤務していたと主張しているところ、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明である上、申立人が記憶している元同僚は死亡していることから、当該事業所での申立人の勤務実態を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) C事業所における申立人の雇用保険の加入記録が確認できないこと、ii) 同僚等の氏名を記憶していないことから申立人の勤務実態について確認できないこと、iii) 申立

期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料が無いこと、iv) 当該事業所は、昭和 36 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間②については、新たな資料等の提出はないが、改めて申立人は、「C 事業所（現在は、E 事業所）で D（職種）として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間②において当該事業所で勤務していた D（職種）は、「C 事業所の D（職種）は自分一人しかいなかったし、申立人については記憶が無い。」と供述している。

さらに、申立人は、当該期間の当該事業所での元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、当該事業所での申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 26 日から同年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 46 年から A 社（現在は、B 社）で働き始めて、49 年 5 月末まで勤務していた。その後関連会社の C 社に移り、平成 13 年 8 月に定年退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年から A 社で働き始めて、49 年 5 月末まで勤務していた。」と主張している。

しかし、A 社の当時の事業主は、「当時の関連資料は保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、A 社及び C 社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「申立人は、昭和 49 年 2 月末に関連会社の C 社に転籍し、以降、同社から給与を支給されていたと思う。」と供述している上、同社会保険労務士が保管する被保険者台帳に記載された A 社における申立人の資格喪失日及び C 社における資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から4年3月31日まで

私は、平成2年4月1日から4年3月31日までA社B支店に勤務していた。申立期間において厚生年金保険に加入していたはずであり、加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人に係る平成3年3月1日から4年3月13日までの期間の雇用保険の加入記録が確認できること、及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人は、臨時雇用者として勤務しており、厚生年金保険被保険者の資格取得の届出は行っていないので、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

また、事業主から提出された申立人に係る平成3年分及び4年分の給与所得の源泉徴収票の、社会保険料等の金額欄に記載はあるが、当該金額について事業主は、「記載金額の詳細は不明であるが、国民年金保険料、国民健康保険料及び雇用保険料と思われる。」と供述している上、3年分については、申立人の給与総額から推定される社会保険料額と当該金額には差異がみられること、及び4年分については、雇用保険料相当分のみであると認められることから、当該源泉徴収票の記載により申立期間における厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、当該事業所が加入しているC健康保険組合に申立人の健康保険加入記録を照会したところ、「当組合に保存されている当該事業所の被保険者台帳に、申立人の氏名は無く、申立人は健康保険組合に加入していな

かった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間を含むその前後の期間について国民年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を納付している上、D区役所へ申立人の国民健康保険の加入の有無について照会した結果、申立期間を含む平成3年8月13日から9年2月2日までの期間については、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 8 日から 48 年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 47 年 11 月 8 日から 52 年 5 月 1 日まで A 事業所(現在は、B 事業所)に継続して勤務したが、このうち 47 年 11 月 8 日から 48 年 3 月 1 日までの期間は、C (職種) の見習いとして午前中は勤務し、午後は学校に通っていた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所における業務内容を具体的に供述していること、及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「申立期間当時の関係書類は保存されておらず、申立期間当時の事業主及び事務長は死亡しているため、申立人が申立期間に在籍していたかどうかについては不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、C (職種) として勤務していた同僚及び D (職種) として勤務していた同僚は、「厚生年金保険の加入時期は、採用後 2 か月から 3 か月経過したころであった。」と証言していることから、当該事業所では、職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、採用してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2607（事案 1336 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月26日から36年1月30日まで  
私は、昭和35年7月26日から36年1月30日まで、A社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して、厚生年金保険の被保険者期間を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社における申立期間当時の業務に関して具体的に記憶していること、及び当該事業所の元専務の証言から申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、i) 当該事業所の元専務は、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたかどうかは不明と供述していること、ii) 当該事業所は、平成12年7月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料の所在は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態は不明であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す新たな資料の提出は無く、再申立ての根拠として、申立期間における継続勤務を証言してくれる元同僚の氏名を思い出したので調査をしてほしいと述べているところ、当該元同僚は、「申立人のことは記憶にない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年6月1日まで  
私は、A社にB（職種）の正社員として平成7年4月1日に入社し、9年2月中ごろまで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の入金記録においてA社から申立期間に係る給与の振り込みが確認できること、及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は所在が不明であることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた当該事業所の元同僚のうち被保険者として確認できた者は、1名を除き死亡又は所在不明であり、連絡が取れた当該元同僚は、「申立人と同じ時期に働いていたが、申立人の勤務期間については正確に覚えていない。また、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である。

さらに、複数の元同僚に申立人の勤務実態等について照会したところ、事務を担当していた元同僚は、「B（職種）は、給与体系も固定給でなく出来高払い制であり、短期間で辞める者が多いことから、入社してすぐに社会保険に加入させていたわけではない。しかし、本人から社会保険加入の申出があれば手続をしていたと思う。」と供述しており、このほかB

(職種)であった元同僚は、「B(職種)には試用期間があった。B(職種)の中には、給与の手取り金額が少なくなることを嫌って、厚生年金保険に加入しない者もいた。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、B(職種)については本人の意向を勘案し、入社してから一定期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2609

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 21 日から 61 年 9 月 10 日まで

私は、A市にあるB（施設）内にあった、C社が経営するD事業所に、昭和 60 年 4 月 21 日から 61 年 9 月 9 日までE（職種）として勤務していた。

同社には社会保険完備ということで入社したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 4 月から A 市にあった D 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主に照会したところ回答は得られず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。